

韓国の「自然部落」について

松 本 誠 一

目 次

1. 自然部落——韓国社会学における概念規定
2. 自然部落の数
3. 自然部落と部落祭
4. 同族部落と非同族部落

1. 自然部落

——韓国社会学における概念規定

「自然部落」という語は、現代韓国の農村社会学・地方行政論・文化人類学・民俗学などの分野をはじめ、一般的によく用いられている。一般向けの説明としては、たとえば「聚落として一団をなし、社会生活の単位となっている村落^[1]」というのがある。また中には、地理的景観としての集村・塊村を自然部落と規定する例もみられる^[2]。しかし、この語は崔在錫によって1960年代に韓国の学界に提示されたもので、それは社会学的な用語としてであった。

自然部落の社会学的な概念は、鈴木栄太郎の自然村理論、また鈴木も参照した米欧の農村社会学説・地域社会論と不可分の関係にある。1960年代に韓国の社会学界に出された自然部落論は、日政時代に立てられた鈴木説や米欧の学説における理論的枠組で韓国社会をどのように把握しうるか、を問うた「主体的」な再検討であった。後になると、とくにアメリカ社会学のコミュニティ論などを直接韓国社会に適用する試みなども増えているが、1960年代の自然部落論はいずれも鈴木説を超えようとしたものである。周知の通り、鈴木栄太郎は米欧の農村社会学を参照しつつ、日本農村の実証的調査研究を通して、あの自然村理論を立てた。そして鈴木はそれを1940年代前半の、朝鮮総督府下の朝鮮

農村社会に応用した。そのこと自体は比較社会学的な試みの例としても注目されるが、解放後の韓国農村社会学ではその内容に対する批判と検討が出され、私見によれば結果的にはその考え方の基本は摂取されたように見受けられる。

しかし、1960年代からすでに20年近くなり、鈴木の時代から約40年を経過した。この間に韓国農村社会は大きな変化を重ねてきており、セマウル運動研究その他の韓国農村に対する各方面からの接近が多くなされ、調査報告論文はかなり蓄積されてきている。それでも、今日出版されている書籍を通覧してみると、韓国の地域社会の基礎はマウルとされ、マウルとは何かとみると、自然部落概念に帰着し、その概念は1960年代に李萬甲・崔在錫・梁會水・金泳謨によって論じられたものが中心的な位置を占めているようである。そこでまず、鈴木栄太郎の説と1960年代の自然部落論とを並べて瞥見して、自然村・自然部落・マウル・洞里その他の用語の概念の異同と問題点を明らかにしておきたい。

なお、この自然部落の概念は文化人類学や民俗学で対象とする村落社会を位置付ける際や、歴史研究において朝鮮朝（李朝）時代の「封建制」の性格を問題とする際に重要な意味をもつ。

1) 鈴木栄太郎

鈴木栄太郎は1942年に京城帝大に赴任して、1944年には病床に伏した。その1年数カ月の間の調査研究から記述された彼の農村社会論には理論的示唆と未解決の問題点が少なからず含まれている。鈴木の記事には暫定的な表現も多く、結局彼はもっと調査を重ねていたらどのような見解をもつようになったらどうか、と思わせる

部分も多い。そうした中で、朝鮮の自然村は李朝末期の旧洞里である³⁾、という部分は今日とくに評価されている点であることは今更言うまでもないだろう。

その自然村の特徴について彼は多面的に論じているが、本稿でとくに後との関連で取り上げるのは「朝鮮の部落は日本の部落より規模において小さい⁴⁾」「朝鮮の部落はそれ自体で一つの隣保の圏を形づくっている⁵⁾」と説いた個所である。ここでの「朝鮮の部落」とは、彼の語法から自然村、すなわち「旧洞里」を指し、遡及するものである。そしてさらに、朝鮮の部落内には近隣関係の便宜的区分はあっても、近隣集団はなく、洞すなわち部落が近隣集団である、と論じている。鈴木は以上のことを、戸数19戸の部落や、戸数60戸で8小地域（それぞれ地名をもつ）に分かれる部落などの事例を通して言っている。つまりこれを言いかえると、日本の農村では第一社会地区である近隣集団、第二社会地区である自然村、第三社会地区である行政村の三段階になっているのに対して、朝鮮の農村では近隣集団と自然村が一致し、その上に行政上の洞里（「新洞里」）のある二段階構造となっている、と説いたのである。

2) 李萬甲

この鈴木説に対して、李萬甲は、鈴木のみた部落は韓国農村の支配的形態ではなく、韓国農村では通常、行政洞里の下に村落（部落）があり、さらにその下に隣保集団としてのマウルがあるので、自然村の一般的形態に相当する⁶⁾、という異見を出した。李萬甲はそれゆえ韓国の村落（部落）に対しても「自然村」の語を用いて、「大概自然村はそこそこに大きく、また他の村落と遠く離れていて、数個のマウルに分けられるのが普通である⁷⁾」とし、鈴木の理論に立ちながら鈴木の見解を否定した。

鈴木栄太郎は「マウル」の語をとくに取り上げていなかった。李萬甲は韓国語固有の「マウル」を韓国農村社会学に持込んだところに意義がある。総督府時代以前から、村に関する日韓語彙の比較論は出ていたが、韓国固有語も漢字

表記する習慣があり、たとえば「洞」に「コル」とルビを付ける筆者も若干あったが、たいていはルビを付けず、実際の発音は文章上明らかにされないことが多かった。歴史学者の李丙燾による論文「古代南堂考⁸⁾」では「マウル」の語が重視されていたが、李萬甲説は、社会学の側からのそれに対する反応でもあったと位置付けられるようである。

3) 崔在錫

一方、崔在錫は鈴木説に対して李萬甲とは異なる説を立てた。崔は、日韓農村の歴史の違いと韓国農村研究の浅さを理由に、「日本農村社会学から生み出された『自然村』という用語を韓国農村に適用するのは性急であり、安易である⁹⁾」と批判をしつつ、「自然部落¹⁰⁾」の語を代用することを提唱し、その概念構成を示した。「自然部落」の語の用語化を説く前提には、韓国農村にも集団累積体として社会的統一の認められる単位がある、という自然村論の基本的な考え方の是認がある。そして崔在錫は、自然部落の自律性の表われている事例を挙示しつつ、自然部落を確認する指標として、①洞祭を共同にする範域、②洞里答ないし洞里追放がなされる地域、③不幸時の哀悼の範域¹¹⁾、の3項目を指摘した。この3項目と鈴木が同様に自然村確認の指標として挙げている説とを比べてみるとくに注目される共通点は、両者共に洞祭を第一に挙げていることである。自然部落と洞祭（部落祭）との関係については注意すべき問題があり、本稿で後述する。

また崔在錫は、一般的によく用いられている語として「部落」「洞里」「マウル」を採り上げて、それらと自然部落との関係を図式的に説明した。一般に「部落」は行政部落または自然部落を指称し、「洞里」は自然部落を指称し、「マウル」は自然部落を指称する場合と自然部落を構成する小集落を指称する場合とがある¹²⁾、とした。李萬甲と崔在錫とは、自然村ないし自然部落を集団累積体としてとらえるという基本的な考えには大きな違いはないと思われるが、「マウル」の語の位置付けはこのように異なってい

る。崔在錫は、自然部落の内部には小集落、あるいは小集落が数個集まった下位自然部落をもつ場合もある¹³として、その小集落や下位自然部落を隣保集団とみておらず、韓国の農村には近隣関係はあっても、日本の組のような近隣集団はない¹⁴、と論じている。

崔在錫は自らまとめた「韓国社会学史」では、「自然部落」を「韓国農村社会の自足的な生活圏であると同時に独立的であり、統一された組織体をなしている地域集団¹⁵」と規定し、共同体論やアメリカ社会学のコミュニティ論との関係でその概念の重要性を説いている。またある座談会では、歴史的にみると日本の自然村より韓国の自然部落の方が共同体的拘束は弱く、李朝社会における基本集団はむしろ氏族・同族ではないか¹⁶、という考えをも示している。

4) 梁會水

梁會水は経済史的な視点も据えて、朝鮮総督府期の文献も検討して、韓国の村落構造の歴史的展開を詳細に論じた。彼は、韓国の農村では「第二社会地区」の下位に「第一社会地区」の分立していない形態が基本であると説き¹⁷、自然部落の特徴をより簡潔に述べた。「第一社会地区」についての梁會水の説明は、歴史的には近世に「五家作統」が行なわれたが、日本の五人組のように根付かず、韓国農村では近隣集団が未分化のままで来た¹⁸、とするものである。もちろん自然部落内部に近隣班をもつものもあるけれど、それは①戸数過大、②母村と分村、③小村の連合体の場合であり、典型的な韓国の部落の規模は30～40戸ないし70～80戸であり、この場合それ自体部落であると同時に近隣集団をなす¹⁹、とした。

梁會水はマウルの語については、『自然村』は『自然部落』と称し、それは『マウル』の意味に解していく。『村=マウル』の呼称は『自然村』の概念の外延と内包に一致する部落共同体の名である²⁰としており、とくに立ち入って論じてはいない。

5) 金泳謨

金泳謨は「マウル」や「コル(谷)」が一般に

どのように解されているかを問題とした。その語に関するアンケートを通して、一つのマウルまたはコルが一つの自然部落を構成していたり、複数のマウルやコルが一つの自然部落を構成していることはあるが、その反対の現象はありえない。一つまたは複数の自然部落が一つの行政的里・洞を形成していることはあるが、一つの自然部落が数個の行政的里・洞に分割されることはありえず、そしてマウルは部落内で独立した一つの社会的統一体をなしていない。彼は以上のように断じており、マウルは近隣集団の機能を果たしておらず、自然部落が近隣集団である、という見方を支持している²¹。

6) 自然部落の概念と問題点

以上のように代表的論者の説をみると、自然部落概念の特徴として一応次のようなまとめをすることができる。①自然村と自然部落の範囲の確認方法は、集団累積体としておさえる点で基本的に同一である。②自然村は近隣組・自然村・行政村の三段階構造の中に位置付けられるが、自然部落は自然部落=近隣集団・行政洞里の二段階構造の中に位置付けられる。そして韓国の場合、自然部落であるとする説が有力である。③「マウル」については意見が分かれている。一つは、マウルは自然村の下位集団としての隣保集団であるとする説。第二は、マウルは自然部落あるいはその下位集落であり、下位集落は近隣集団ではなく、単なる小集落であるとする説。第三は、マウルは近隣集団であると同時に自然部落であるとする説。この三説に分かれていると要約できるように思う。

次に自然部落概念の問題点であるが、まず鈴木栄太郎も崔在錫・梁會水も韓国の自然村ないし自然部落は日本に比べて集団組織性が弱いという指摘をしている。しかし一方で集団累積体という考え方を基礎に置いている。その組織性の「弱さ」は集団累積が観察される程度での弱さである、という意味になろう。この「弱さ」については鈴木も梁も「同族組織」との関連を問題にしているが、散村が稀で集村が大部分である²²とする一つの通説との関係はどのように

なるのだろうか。次に自然部落の下位に近隣集団はないとする説に対して、小集落には地名があり、解放後はこの地名研究の方面でも蓄積が進んでおり、集落名の歴史民俗学的な整理が進むにつれ、自然部落や小集落地名として何が典型的なものであるかが一層明らかになるであろう。しかし今のところ、自然部落はマウルである、「マウル」が自然部落である、というように「マウル」を圧倒的に多く用いている。語源的にマウルと日本語のムラは同じ義から出ているとする説²⁰と日韓比較の立場から「マウル」を用いるとすれば、それはそれで意義があるが、実際に用いられている「マウル」は自然部落の範囲と必ずしも一致しない。ことに1970年代以降は行政里・洞を単位とする農村セマウルの展開につれて、「ウリ・マウル」の範囲も拡大しているのではないか。もし拡大しているとすれば、それは文字通り「セマウル」であって、自然部落としてのマウルとも同一視できないであろう。

2. 自然部落の数

1) はじめに

自然部落の数はいくつであろうか。この問題に正確に答えることはとても難しい。鈴木栄太郎は日本でも朝鮮でも自然村の数がいくつであるか明記していない。日本の自然村については幕末の藩制村か明治初期の大字であれば概ね7～8万、農業集落数としては約15万といわれている。韓国の場合、村落類型論においては「同族部落」と「非同族部落」を分ける論議があり、自然部落がいくつで、それらの類型に該当する部落がいくつであるかは、きわめて具体的に、しかし論拠はあまりはっきりしないままに語られている。しばしば、善生永助が半分以上は同族部落であると指摘している、と記されているのを見るが、それが書かれている筈の『朝鮮の聚落』の個所を開いても、そのようには記されていない。全体として自然部落がいくつであり、そして「同族部落」がいくつであるかは、もしはっきりとその数が把握できるのであれば、

表1 朝鮮総督府期の洞里数の推移

| 年 度 | 洞 里 数 | |
|------|-------|--------|
| 1909 | 明治42 | 71,852 |
| 1910 | 43 | 68,819 |
| 11 | 44 | 62,532 |
| 12 | 大正元 | 61,473 |
| 13 | 2 | 58,467 |
| 14 | 3 | 48,543 |
| 15 | 4 | 44,648 |
| 16 | 5 | 28,383 |
| 17 | 6 | 28,238 |
| 18 | 7 | 28,277 |
| 19 | 8 | 28,249 |
| 1920 | 9 | … |
| 21 | 10 | 28,287 |
| 22 | 11 | 28,295 |
| 23 | 12 | 28,278 |
| 24 | 13 | 28,300 |
| 25 | 14 | 28,300 |
| 26 | 昭和元 | 28,260 |
| 27 | 2 | 28,240 |
| 28 | 3 | 28,240 |
| 29 | 4 | 28,313 |
| 1930 | 5 | 28,299 |
| 31 | 6 | 28,287 |
| 32 | 7 | 28,338 |
| 33 | 8 | 28,356 |
| 34 | 9 | 28,367 |
| 35 | 10 | 28,382 |
| 36 | 11 | 28,490 |
| 37 | 12 | 28,489 |
| 38 | 13 | 28,500 |
| 39 | 14 | 28,509 |
| 1940 | 15 | 28,507 |
| 41 | 16 | 28,500 |
| 42 | 17 | 28,470 |
| 43 | 18 | — |
| 44 | 19 | — |
| 45 | 20 | — |

資料：『朝鮮総督府統計年報』（明治42年度～昭和17年度）…は未見。—は該当数値なし

韓国社会の文化的特徴について一つの座標軸を得ることになる。ここではまず自然部落の数がいくつであるのか、各種の統計数値をみることにする。

2) 旧韓末・朝鮮総督府期

朝鮮朝時代以前の集落数については、それに関する史料があるかどうか不案内である。旧韓末については鈴木栄太郎の記述が注目される。先に触れたように、鈴木栄太郎は朝鮮において日本の自然村に対応するのは、李朝末期の行政上の最下級単位の旧洞里である、とした。そして日韓「併合後行政簡素化の必要のために、旧洞里の若干が合体して新洞里を形成し、また面も郡もおのおの若干個ずつ合体して総数においていちじるしく減少した。平均して約二つ半の旧郡が合体して新郡となり、面も約二つが合体し、旧洞里も約二つ半が合体した⁸⁴⁾」と記している。鈴木はこの「旧洞里」の実数を示していないが、「約二つ半」という部分から推して、鈴木は『朝鮮総督府統計年報』に載せられた各年度の行政区画数を参照したものと思われる。

『朝鮮総督府統計年報』は明治42年度(1909年)分から出されている。朝鮮総督府が設置されたのが1910年であるので、その前年度分から出されているのもおかしなことだが、ともかく表1の通り、1909年の洞里数は約7万である。そして1916年度以降の洞里数は約2.8万である。この7万を2.8万で割るとちょうど2.5(二つ半)となり、鈴木の文章に符合する。だから、鈴木はこれらの数値を通して李朝末期の洞里数を約7万と推していたのであろう。

約7万というのは善生永助も同様である。善生ははっきり「朝鮮には村落構成の単位たる部落が約7万あり、その中に約1万5千の血縁団体もしくはそれを中心とせる同族部落が存在する⁸⁵⁾」と記している。善生がここで用いている「部落」が旧韓末の洞里であり、後述の1930年代の「部落」にも相当することはその数値から言える。「部落」の語は明治以降の日本の地方行政の中ではいく通りもの意味で用いられてきた、曖昧さのともなう語であり⁸⁶⁾、鈴木や善生の記述の中でも広い意味で用いられているのか、狭い意味で用いられているのか、判然としない場合もあるので注意を要する。

1930年代になると朝鮮総督府は「農村振興運動」(1932年から⁸⁷⁾)や「国民精神総動員朝鮮

連盟結成」(1938年)の中で、1910年代に統合されて新しくできた洞里(以下で「新洞里」ということにする)の下にある「部落」の集団性を重視して体制の強化を画した。「農村振興運動」を各道で本格的に展開することを企図した1935年には、「部落数」として74,864⁸⁸⁾を計上している。その運動展開のための指針の一つとして、「部落」には振興会や共励会などの集団があり、月例の会合のもたれていることもあり、そこには中心人物・幹部がいるので彼等に指導を加えれば効果的である⁸⁹⁾、と示している。鈴木が自然村論を体系化する前に朝鮮総督府の担当官は「部落」の集団性に気付いていたわけである。鈴木栄太郎は「部落連盟の地盤は新洞里によらず旧洞里によっている場合が多い。それと共に区も改組されて部落連盟とその地盤を等しくする⁹⁰⁾」に至っていると記しているが、ここでの部落連盟とは国民精神総動員朝鮮連盟および地方連盟の一環をなしたもので、朝鮮総督府は「朝鮮連盟の結成と前後して地方にも之と密接な連繫を保ち実践組織網的使命を帯びた地方連盟を各道・府・郡・島・邑・面・町・洞・里・部落の最尖端に致るまで結成し⁹¹⁾」たとしており、やはり「部落」を洞・里の下位区分として用いている。以上の通り朝鮮総督府期に使われた「部落」の語義の一つは、鈴木栄太郎のいう「旧洞里」を受ける「自然村」の意味に相当する。

ところで、この「約7万」が実際に朝鮮朝時代の「洞里」であり、「自然村」であったのか、という問題がなお残されている。旧韓末の行政区画改革との関係はどうであったか。当時の洞里を、洞・里以外に浦・坪・村・郷・峴・屹・店・谷・峙・橋・芳・梅・川などの地名語尾を手がかりに史書に見出すとすれば、あるいは地名調査で拾っていくとすれば、7万よりもずっと多くなるのではないと思われる。小集落にもそういう語尾が用いられているからである。

3) 解放後・現在

軍政時代(1945~1948年)を経て、1949年に公布された韓国の「地方自治法」第145条では

韓国の「自然部落」について

表2 市道別洞里数の推移

| 各年度の項目概念 | 年 | ソウル | 京畿 | 江原 | | 忠北 | | 忠南 | | |
|----------------------|------|-----|--------------------|-------------------|--------|-----|--------|----|--------|-----|
| | | | | 区・市 | 区・市 | 区・市 | 区・市 | | | |
| 洞 里 | 1952 | 344 | 2654 | | 1468 | | 1511 | | 2280 | |
| | 53 | 344 | 2654 | | 1468 | | 1511 | | 2280 | |
| | 54 | 344 | 2299 | | 1494 | | * 1776 | | 2280 | |
| | 55 | — | — | | — | | — | | — | |
| | 56 | — | — | | — | | — | | — | |
| | 57 | 245 | 2291 | | * 1621 | | 1511 | | * 2575 | |
| | 58 | 245 | 2251 | | 1383 | | 1501 | | 2280 | |
| | 59 | 251 | 2251 | | 1354 | | 1511 | | 2280 | |
| | 1960 | 251 | 2251 | | 1384 | | 1511 | | 2283 | |
| | 61 | 252 | 2255 | | * 1567 | | 1511 | | 2280 | |
| | 62 | 457 | 2243 | | 1301 | | 1513 | | 2394 | |
| 「洞里の名称と区域に関する条例」上の洞里 | 63 | 457 | 2243 | | 1301 | | 1512 | | 2395 | |
| | 64 | 295 | 2243 | | 1231 | | 1513 | | 2395 | |
| | 65 | 301 | 2243 | | 1231 | | 1516 | | 2395 | |
| | 66 | 302 | 2243 | | 1297 | | 1516 | | 2395 | |
| | 67 | 302 | 2243 | | 1253 | | 1516 | | 2391 | |
| | 68 | 302 | 2243 | | * 1698 | | 1516 | | 2391 | |
| | 69 | 302 | 2243 | | 1240 | | * 2370 | | 2391 | |
| | 1970 | 306 | 2243 | | * 1962 | | 1516 | | 2392 | |
| 行政里・洞 | 71 | 307 | * 4179 | 105 | 1904 | 65 | 2431 | 35 | 4040 | 104 |
| 里 ・ 洞 | 72 | 307 | 2066 | 105 | * 1907 | 65 | 1454 | 35 | 2309 | 104 |
| | 73 | 317 | 2023 | 143 | * 1918 | 72 | 1455 | 35 | 2309 | 117 |
| | 74 | 317 | * 4002 | 143 | * 2179 | 72 | * 2435 | 35 | * 4237 | 55 |
| | 75 | 343 | * 4018 | 149 | * 2179 | 72 | 1519 | 35 | * 4338 | 55 |
| | 76 | 343 | 6031 ¹⁾ | 151 | * 2179 | 72 | 1519 | 35 | * 4338 | 55 |
| 行政里・洞 | 77 | 369 | 4018 | 151 | 2179 | 72 | 2527 | 35 | 4338 | 55 |
| | 78 | 382 | 4024 | 154 | 2179 | 72 | 2527 | 36 | 4338 | 55 |
| | 79 | 382 | 4024 | 161 | △1216 | 99 | 2527 | 37 | 4527 | 57 |
| | 1980 | 417 | 4037 | 165 | 2125 | 87 | 2503 | 50 | 4527 | 57 |
| | 81 | 417 | 4240 | 242 ²⁾ | 2142 | 102 | 2539 | 50 | 4513 | 57 |
| 法定里・洞 | 1971 | 465 | 2066 | 177 | 1152 | 88 | 1454 | 64 | 2309 | 83 |
| | 72 | 465 | — | 177 | — | 88 | — | 64 | — | 83 |
| | 73 | 466 | — | 235 | — | 99 | — | 64 | — | 83 |
| | 74 | 468 | — | 235 | — | 99 | — | 64 | — | 83 |
| | 75 | 471 | — | 245 | — | 99 | — | 64 | — | 83 |
| | 76 | 471 | — | 245 | — | 99 | — | 64 | — | 83 |
| | 77 | 473 | 2013 | 245 | 1286 | 99 | 1455 | 64 | 2309 | 83 |
| | 78 | 473 | 2013 | 245 | 1216 | 99 | 1455 | 64 | 2309 | 83 |
| | 79 | 473 | 2013 | 245 | * 2202 | 72 | 1455 | 64 | 2309 | 83 |
| | 1980 | 474 | 1993 | 247 | 1180 | 135 | 1435 | 84 | 2309 | 83 |
| | 81 | 474 | 1963 | 295 ³⁾ | 1167 | 148 | 1435 | 84 | 2309 | 83 |

資料：『大韓民国統計年鑑』『韓国統計年鑑』。1), 4) 問題点のある数値, 2), 3) 仁川直轄市を含む。
1962年は1963年1月1日現在, 1963年は1964年1月1日現在。1952・1953年は現在年月日不明。
その他は当該年末現在。

韓国の「自然部落」について

| 全北 | 区・市 | 全南 | 区・市 | 慶北 | 区・市 | 釜山 | 慶南 | 区・市 | 済州 | 区・市 |
|-------|-----|-------|--------------------|-------|-------------------|-----|-------|-----|------|-----|
| 1786 | | 2919 | | 3264 | | | 2570 | | 169 | |
| 1786 | | 2919 | | 3264 | | | 2570 | | 169 | |
| *5168 | | 2944 | | 3270 | | | 2507 | | 202 | |
| — | | — | | — | | | — | | — | |
| — | | — | | — | | | — | | — | |
| *3198 | | *6437 | | 3270 | | | *4144 | | 198 | |
| 1778 | | *6044 | | 3358 | | | 2526 | | 203 | |
| 1778 | | 2912 | | 3558 | | | 2613 | | 202 | |
| 1778 | | *4885 | | 3384 | | | 2526 | | 207) | |
| 1778 | | *4885 | | 3270 | | | 2526 | | 200 | |
| 1674 | | 2848 | | 3148 | | 136 | 2393 | | 200 | |
| 1674 | | 2851 | | 3353 | | 136 | 2401 | | 200 | |
| 1674 | | 2832 | | 3353 | | 136 | 2401 | | 200 | |
| 1674 | | 2832 | | 3353 | | 142 | 2401 | | 200 | |
| 1674 | | 2919 | | 3358 | | 142 | 2401 | | 200 | |
| 1674 | | 2919 | | 3358 | | 173 | 2401 | | 200 | |
| 1674 | | *3338 | | 3358 | | 142 | 2401 | | 200 | |
| 1674 | | 2919 | | 3358 | | 142 | 2401 | | 200 | |
| 1674 | | 2919 | | 3358 | | 158 | 2401 | | 200 | |
| △1598 | 67 | 6203 | 126 | 5544 | 210 | 158 | 5049 | 163 | 186 | 14 |
| 1596 | 67 | 2720 | 126 | 3129 | 210 | 158 | 2225 | 163 | 187 | 14 |
| 1588 | 67 | *6198 | 127 | 3122 | 187 | 159 | 2157 | 151 | 187 | 14 |
| 1580 | 70 | *6229 | 127 | *5538 | 187 | 161 | *4964 | 151 | 187 | 14 |
| 1580 | 70 | *6229 | 127 | *5534 | 188 | 170 | *4964 | 151 | 184 | 14 |
| 1580 | 70 | *6229 | 127 | *5534 | 188 | 171 | *4964 | 151 | 169 | 14 |
| 5057 | 70 | 6213 | 127 | 5483 | 209 | 171 | 4964 | 151 | 188 | 14 |
| 5057 | 70 | 6213 | 127 | 5483 | 212 | 184 | 4883 | 151 | 188 | 14 |
| 5057 | 70 | 6368 | 134 | 5483 | 217 | 203 | 4929 | 157 | 188 | 17 |
| 5067 | 70 | 6368 | 134 | 5449 | 230 | 203 | 4929 | 167 | 188 | 17 |
| 5088 | 89 | 6401 | 145 | 5285 | 239 ⁵⁾ | 203 | △2115 | 177 | 161 | 29 |
| 1598 | 78 | 2720 | 199 | 3129 | 229 | 173 | 2225 | 176 | 160 | 40 |
| — | 78 | — | 199 | — | 229 | 173 | — | 176 | — | 25 |
| — | 87 | — | 2919 ⁴⁾ | — | 236 | 173 | — | 307 | — | 25 |
| — | 95 | — | 199 | — | 236 | 173 | — | 307 | — | 25 |
| — | 95 | — | 201 | — | 241 | 174 | — | 307 | — | 25 |
| — | 95 | — | 201 | — | 241 | 174 | — | 307 | — | 40 |
| 1580 | 95 | 2712 | 201 | 3088 | 270 | 174 | 2157 | 307 | 155 | 40 |
| 1580 | 95 | 2712 | 201 | 3088 | 270 | 177 | 2137 | 307 | 155 | 40 |
| 1580 | 95 | 2712 | 201 | 3088 | 270 | 177 | 2137 | 307 | 155 | 40 |
| 1580 | 95 | 2712 | 201 | 3075 | 285 | 177 | 2137 | 307 | 155 | 40 |
| 1548 | 127 | 2679 | 234 | 2973 | 387 ⁶⁾ | 177 | *4878 | 329 | 131 | 62 |

5), 6) 大邱直轄市を含む。7) 202の誤まり。

「洞里の区域は自然村落を基本として、その名称と区域の確定は郡、邑、面条例で定める」と規定された。同条文はその後一部の改定を受けて現行条文に継がれているが、「自然の村落を基準」と明記してある点は変わらず¹⁰⁾、注目される。同法同条文の成立過程と自然村・自然部落論との関係の有無は一つの興味ある問題である。この「自然(の)村落」について、内務部『地方行政区域発展史』(1979)は「自然部落」と説明している。しかし先にみたように「自然部落」の語とその概念に関する論議は1960年代に出されたのであり、同法公布後の1950年代に各「郡、邑、面」で洞里の区域を何を基準として定めていたのか、地方自治法の「自然村落」をどのように解釈して区域を定めていたのか、が問題となる。

この間の経緯について『地方行政区域発展史』では次のような説明を与えている。「今日の法定洞・里は日帝時に確立された後、今日まで一部都市地域を除外して大きく調整した事実がないばかりでなく、都市化、産業化につれて都市の拡張、人口の移動等地域与件に多くの変動をもたらすようになったことで、既存の法定洞・里制では行政の非能率と住民の不便を解消する途がなくなった。それで今日の行政洞・里制を導入、いわゆる洞・里長の管轄区域といえるこの行政洞里を中心にして洞・里行政を遂行して進んでいるのである¹¹⁾」。ここでいう「法定洞・里」と「行政洞・里」については次にみるが、この説明の前半から、総督府時代の「新洞里」と今日の「法定洞・里」とは数の上において大きく変化していない、という仮説が導き出される。この点について韓国の行政区画数の統計を参照すると以下の通りである。

行政区画数は全国レベルでは『大韓民国統計年鑑』とその改題である『韓国統計年鑑』にみえる。各道・郡・市等の統計年報にも出ているが、ここでは全国の総数を中心にみていく。解放後、最初に出された『大韓民国統計年鑑』は1952年度のもので、その「洞里」数の合計は18,965であり、1980年末現在(1980年度)の「法定

里・洞」数は18,704である。共にその数値は約1.9万で差は大きくない。ただしここで注意を要するのは、韓国の行政学者の崔昌浩が「全国的にわが国の里・洞の数さえ把握できない¹²⁾」と嘆いている事実である。そう言われるのも無理のないことで、上記統計年報の行政区画数を各年度について時系列化してみると、数値の不自然なバラツキが目につき、その集計値の信頼度は低いという印象を受ける。しかし、「法定里・洞」の区域改定には「多くの法定公簿を直さねばならない弊があるという理由でこれをむやみに変更できない¹³⁾」とされており、これを基にしてその統計数値を眺めると、そのバラツキは集計過程での「法定里・洞」と「行政里・洞」の概念の不統一、印刷過程での誤植・校正ミスなどの要因が作用して表われたものであろうと考えられる。洞里数について市道別の時系列表を作ると、問題点があると思われた数値を指摘すると、表2の通りである。

表2に示したように、『韓国統計年鑑』で項目名として「行政里・洞」と「法定里・洞」が最初に表われるのは1971年であるが、その翌年から1976年まで再びその区分が明記されなくなり、1977年以降ははっきり区分されてそれぞれの数値が示されている。「行政里・洞」は「行政の便宜上定められた洞・里長の管轄区域¹⁴⁾」とも称され、1952年から1970年までの期間にも部分的に定められていたようである。表2のその期間にあるアスタリスク(*)を付けた数値は「行政里・洞」数であるか、「行政里・洞」数を含んでいる数値ではないかと推測されるものである。1972年から1976年までの「里・洞」欄のアスタリスクも「行政里・洞」数と思われるものである。1971年から1981年までの期間の「行政里・洞」欄の白三角(△)を付した数値と、「法定里・洞」欄のアスタリスクを付した数値とは、場所の入れ違いではないかと思われる。以上の疑問点は各道・市・郡などで別に出している統計年報と照合すればある程度解かれるであろうが、市・邑・面の段階で概念の不統一があったとすれば、それにも限度がある。表2で符号を

付けていない数値でも、若干の微調整を受けるものがあるかも知れない。

ところで、先に引用した1952年と1980年の洞里数は、その両年の各道の数値に符号を付けておらず、比較的信頼度が高いように思われたものである。この1980年の数値によると、全国の行政里洞数は37,150であり、法定里洞数18,704の2.0倍となり、郡部だけについてみても2.1倍で大差はない。これは「旧洞里」と「新洞里」の比率よりも小さく、したがって今日の「行政里・洞」は管轄面積の上では、「旧洞里」と「新洞里」の中間に位置しているといえる。もちろん「旧洞里」と一致する大きさの「行政里・洞」、「旧洞里」を分割した「行政里・洞」も中にはあるであろうが、概して「行政里・洞」は「旧洞里」よりも規模が大きい。

次に『韓国統計年報』に出ている「部落」数を見てみよう。同年報には1958年より「部落」の項目が出ており、市道別に推移をみると表3の様になる。これは表2に比べて数字のパラッキは少ない。慶北道の1972年以前と1973年以降の間に大きな断層がみえるが、『慶尚北道統計年報』を参照すると、1972年以前は「分洞里」、1973年以降は「部落」の数値である。この「分洞里」数は表2の「行政里・洞」数と一致する。1958年以降は概ね部落数の増加をみている。1970年代末からそれが減少しているのは、ソウル・釜山市以外の市の「統」も別に数えるようになったためであろう。「統」は区・市の「洞」の下に置かれて、統長職がある。統長の職務は郡の里長・洞長と同等であるとされる。「統」数であることが明らかな数は表3より除外してある。表3で「部落」数が最近になって減少しているが、その一方で「統」数が増加している。このことは都市化の進行を反映するものであろう。

1958年から1981年までの期首部落数を45,000期末部落数を70,000と仮定すると、この間に25,000の部落数が増加したことになる。今日の部落数の約3分の1が新しい増加分に当たる。新集落の成立、既存部落の分割、「部落」概念

の小規模化等の要因をそこに考えることができようが、いずれが主因であるかは明らかでない。

ところで先に挙げた1909年の「洞里」数と1935年頃の「部落」数とこの表3との関係はどうであろうか。すなわち「旧洞里」と総督府時代の「部落」と解放後の「部落」との関連性である。これも道別数を並べてみると、表4の様になり、小計・合計をみると連続性があるようにも見受けられるが、道ごとにみると全南を除きそれぞれ大きな増減がある。1958年の京畿・江原には「以北」に属する部落数が除外されている。京畿から慶南までの8道の間での道界の変更を受けての変動も修正する必要があるが、ここではそれをしていない。したがって非常に制約があり、まだこれらの数値だけでは何とも言い難い。崔在錫は「政府の各種統計に表われる自然部落はわれわれの自然部落の概念と必ずしも一致しない」と指摘しているが、「部落」を「自然部落」とみなして扱っている例はしばしばみられる。表4でみると、解放後の「部落」は「旧洞里」の延長上にあるようにも見えるし、そうでないとも言える。まだその間の連続性については資料が足りないといしか言わざるをえない。

なお、韓国の農業センサスの調査区は戸数を基準として人為的に操作されたもので、日本の農業集落を単位とする方法とは異なる。また、1970年代以降に全国で展開されているセマウル運動では、マウル数を35,000⁶⁹前後としており、「行政里・洞」数に近く、1つのマウルにいくつかの「自然部落」が含まれるようである。セマウル運動では新しい社会的統一性の促進もはかられており、その中で「ウリマウル」と称される場合は、自然部落よりも広い範囲に及んでいることを考慮しなくてはならない。正しくそれは「セ」（新しい）マウルとなるのであり、自然部落レベル、あるいはその下位の小集落レベルのマウルとは次元を異にするものである。崔昌浩は、「部落」には500戸に及ぶ大部落から山間の単独戸部落まで、規模が多様であるので、セマウル事業の推進主体としては里・洞単位が適切である⁷⁰、という通論を挙げている。

韓国の「自然部落」について

表3 道別部落数の推移

| 年 | 京畿 | 江原 | 忠北 | 忠南 | 全北 | | | | | |
|------|------|------|------|-------|------|-----|-------|-----|------|-----|
| | 区・市 | 区・市 | 区・市 | 区・市 | 区・市 | | | | | |
| 1958 | 5552 | 2045 | 5923 | 4639 | 6350 | | | | | |
| 59 | 5552 | 1768 | 5923 | 4639 | 5662 | | | | | |
| 1960 | 5552 | 1768 | 5923 | 5027 | 5662 | | | | | |
| 61 | 4092 | 3642 | 5923 | 5133 | 6680 | | | | | |
| 62 | 3863 | 3932 | 4620 | 6211 | 6122 | | | | | |
| 63 | 6173 | 4529 | 4620 | 6655 | 6440 | | | | | |
| 64 | 6173 | 4671 | 6008 | 6673 | 6487 | | | | | |
| 65 | 6392 | 4671 | 6022 | 6673 | 6476 | | | | | |
| 66 | 6817 | 4963 | 6054 | 6685 | 6546 | | | | | |
| 67 | 6610 | 4963 | 6054 | 7283 | 6457 | | | | | |
| 68 | 6610 | 5034 | 6054 | 8130 | 6546 | | | | | |
| 69 | 6610 | 5034 | 6054 | 8130 | 6546 | | | | | |
| 1970 | 6610 | 5503 | 2377 | 8732 | 6651 | | | | | |
| 71 | 7074 | 5034 | 6102 | 8732 | 6389 | | | | | |
| 72 | 7074 | 5738 | 5723 | 8732 | 6639 | | | | | |
| 73 | 7091 | 5511 | 5723 | 8732 | 6627 | | | | | |
| 74 | 7091 | 5511 | 5960 | 10710 | 6560 | | | | | |
| 75 | 7091 | 6197 | 6382 | 10710 | 6560 | | | | | |
| 76 | 9145 | 5965 | 6198 | 10710 | 6974 | | | | | |
| 77 | 6457 | 634 | 5279 | 232 | 5776 | — | 10495 | — | 6279 | 281 |
| 78 | 6457 | 634 | 5324 | 234 | 5776 | 184 | 10273 | 177 | 6436 | — |
| 79 | 6457 | 634 | 5279 | 232 | 5776 | 184 | 10273 | 177 | 6440 | 258 |
| 1980 | 6627 | 646 | 5874 | 373 | 5625 | 244 | 10273 | 177 | 6436 | 279 |
| 81 | — | — | 5763 | 484 | 5625 | — | 10273 | 177 | 6296 | 392 |

資料：『大韓民国統計年鑑』『韓国統計年鑑』

3. 自然部落と部落祭

1) 村山智順の「部落」概念

鈴木栄太郎や崔在錫が自然村ないし自然部落の範囲を確認する指標として第一に重視したのが、洞祭（部落祭）である。この部落祭を1936年前後に調べた村山智順は、部落祭と地域社会の範囲との関係について、次のように記している。「この祭神をまつる部落民は、概して地縁に依ってその生活を共にする小集団であり、行政上の部落よりは一般に小さき群をなすものであって、つまりは部落の最小単位を構成する祭祀団体と見做され得る。従って行政上の部落中には、この団体が一つの事もあるが、概して二つ以上、中には数箇乃至十数箇の多きに上るも

もないではない⁴⁰⁾」と。村山がここでいっている「行政上の部落」について、鈴木栄太郎は「当時におけるいわゆる部落で里を意味⁴¹⁾するとし、牧野巽は「総督府行政の重点変化以前の大範囲の地域範囲⁴²⁾」であると解している。この両者の表現は、村山が「部落」を「新洞里」の範囲に対して用いていたと思わせる響きがあるが、村山は「新洞里」ばかりを「部落」と称してはいない。村山の部落祭調査の少し前から総督府は「部落」を重視するようになっており、総督府嘱託であった村山が「行政上の部落」と記しているのは、執筆時の7万強の「部落」を文字通り指していたものであろう。それは村山が「洞祭現行比率表⁴³⁾」の一部の道郡についてのみ明示している「現行部落実数」と「非現行

韓国の「自然部落」について

| 全南 | 区・市 | 慶北 | 区・市 | 慶南 | 区・市 | 済州 | 区・市 | 計 |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | | | |
| 9177 | | 6475 | | 5034 | | 402 | | 45597 |
| 9892 | | 6475 | | 3807 | | 402 | | 44120 |
| 9352 | | 6446 | | 3807 | | 442 | | 43979 |
| 9352 | | 6446 | | 5544 | | 442 | | 47254 |
| 8637 | | 5567 | | 5117 | | 497 | | 44566 |
| 8637 | | 5707 | | 5133 | | 432 | | 49933 |
| 8620 | | 5669 | | 5117 | | 497 | | 49975 |
| 8948 | | 5669 | | 5196 | | 497 | | 50544 |
| 9118 | | 5674 | | 5204 | | 497 | | 51558 |
| 9118 | | 5674 | | 5207 | | 539 | | 51905 |
| 8867 | | 5677 | | 5207 | | 545 | | 52670 |
| 9389 | | 5678 | | 5207 | | 545 | | 53193 |
| 9389 | | 5740 | | 5179 | | 545 | | 50726 |
| 9395 | | 5544 | | 5049 | | 545 | | 53864 |
| 9395 | | 5544 | | 8889 | | 545 | | 58279 |
| 9359 | | 11313 | | 8986 | | 545 | | 63887 |
| 9359 | | 11313 | | 9200 | | 557 | | 66261 |
| 7740 | | 14463 | | 10063 | | 793 | | 69999 |
| 10577 | | 14463 | | 10063 | | 557 | | 74652 |
| 9066 | 293 | 12014 | 540 | 8654 | 536 | 489 | 68 | — |
| 9066 | 293 | 12014 | 540 | 8555 | 534 | 489 | 68 | — |
| 9066 | 287 | 12014 | 540 | 8691 | 524 | 489 | 68 | 67389 |
| 9066 | 287 | 11952 | 602 | 8691 | 524 | 489 | 68 | 68233 |
| 8965 | 388 | 11689 | 552 | — | — | 446 | 111 | — |

部落実数」の和が、大体において「新洞里」よりも「部落」に近い数を示していることからわかる。さらに村山の挙げている部落祭の事例の中には、300戸もの大部落の例もあるが、これは京城府内の町であり、また200戸が9祭祀団体に分かれている例などと共に35戸の部落の例も挙げており、村山のいう「部落」は小規模部落も指しているのである。

2) 部落祭の分布率と地域性の問題

村山智順は1936年の各道からの報告により、全部落の「五割八分」で部落祭が行なわれており、20～30年前より祭の規模は縮小したが、各地で多数行なわれ、実状はもっと高率に上るようだ⁴⁴⁾、としている。道別にみると、咸北90%、咸南・江原81%、慶北75%、平北72%、忠北70

%、慶南65%、平南63%、黄海51%、京畿38%、全南35%、忠南20%、全北17%⁴⁴⁾となっており、半島の中西部・南西部できわめて低い状態である。

この地域的傾向が何を表わしているか。水田地帯に低く、畑作森林地帯に高い。浅香幸雄は家屋構造に関し北部へ行く程、防寒構造が考慮され、室数も増し用材を多く使う一方、南部・中部では「移居慣習」が多く、戸主の20代30代に部落内・面内・隣接面との間で住家をかえる現象がある⁴⁵⁾、としていた。畑作地帯よりも水田地帯での方が移動性が高いというのである。これは善生永助が、使用人・同居人も含むと人口密度の高い南部に大人数世帯が多いが、それを除いた大家族世帯は西部・北部に多く分布す

韓国の「自然部落」について

表4. 「旧洞里」数と「部落」数

| 道 | 1909年 洞里 | 1935年頃 部落 | 1958年 部落 |
|----|--------------------|--------------|--------------------|
| 京畿 | 6595 ¹⁾ | 7800 | 8049 ²⁾ |
| 江原 | 3636 | 5104 | 2045 |
| 忠北 | 3951 | 3695 | 5923 |
| 忠南 | 7439 | 6122 | 4639 |
| 全北 | 7307 | 5379 | 6350 |
| 全南 | 9193 | 10089 | 9579 ³⁾ |
| 慶北 | 7649 | 6822 | 6475 |
| 慶南 | 5143 | 7428 | 5034 |
| 小計 | 43606 | 47060 | 48094 |
| 黄海 | 6666 | 8026 | |
| 平南 | 4970 | 4572 | |
| 平北 | 4407 | 4594 | |
| 咸南 | 3367 | 4141 | |
| 咸北 | 1529 | 1092 | |
| 計 | 71852 | 74864 | |

資料：『朝鮮総督府統計年報』『農村振興運動の全貌』『大韓民国統計年鑑』

1) 京城府の「坊」は含まない。2) ソウルを含む。3) 済州を含む。

る⁴⁸⁾、とした指摘と結び付きそうである。すなわち、移動性の高さと家族の小規模性という一般的特徴がそこに見出せる。しかし、畑作地帯で相対的に移動性が低いというのは何であろうか。秋葉隆の「朝鮮の同族部落には身分階級的な南鮮型と非階層的な北鮮型との二つがあるらしいと想像して居る⁴⁹⁾」という示唆は、この問題に一つの解答の所在を教えてくれているようである。南部水田地帯では経済活動と階層分化が発達し、主たる相続者でない者や使用人等の移居がより頻繁であった。それも1905年の概略的土地調査では、耕地総面積の87% (119万ha) が畑であり、水田は13% (18万ha)⁴⁸⁾に過ぎず、水田農村にしても閉鎖性を発達させずにきたのであろうか。また、部落祭現行率の低い地帯は金宅圭のいう「秋夕圏」に、高い地帯は「端午圏」と「複合圏」⁴⁹⁾に重なる。金宅圭説は数多くの民俗要素を総合して作られたものであるが、その文化圏名だけをここで注目すると、秋夕に

は祖先祭祀を主とする同族的行事があり、端午は城隍堂祭などの地域社会に関する行事が主のようであり、対照的である。こうした民俗文化・村落構造の地域性の問題は今後の研究の進展が望まれるものであろう。

現在の部落祭が韓国の一定地域でどれだけの比率で行なわれているのか。それに関してはいくつかの資料を得ている。朴桂弘は忠南道青陽郡・公州郡の「自然部落」82の中で24を挙げており⁵⁰⁾、29%となる。これは村山の青陽郡30%と比べ大きな変化はない。金榮振は「里洞数」（法定里・洞に一致する）と「祭行里数」を挙げており⁵¹⁾、忠北道丹陽郡48%、提川郡30%、中原郡3%、陰城郡8%、鎮川郡5%、槐山郡43%、清原郡7%、報恩郡28%、沃川郡38%、永同郡22%となる。これを村山の数値と比べてみると、忠北道の京畿道側の諸郡でとくに減少が大きい。金基卓は慶北道尚州郡について各邑面別に「自然部落数」と部落祭を行なっている数を挙げており⁵²⁾、銀尺面が88%で一番高く、咸昌面は31%で一番低い。尚州郡平均は42%で、50%以上の邑面は18の内の半数に及んでいる。以上の3氏の調査数値公表は1970年代初期である。朴來京は全南道の北部10郡について「自然部落数」と「現行堂山祭数」を1980年代初めにまとめ⁵³⁾、龍光郡7%、咸平郡9%、務安郡6%、和順郡6%、光山郡5%、羅州郡6%、光州市（自然部落数なし。15堂山祭が現行）、長城郡8%、潭陽郡13%、谷城郡8%となる。全南地方は村山調査でも比率は高くなかったが、それでも村山の示した数値に比べ各郡とも減少している。

以上の数値は、解放後に新增部落があることを計算に入れば減少の割合はもう少し小さい、と解釈することも可能であろうが、地域全体社会の中では「減少した」という実感を裏付ける数値となろう。これはまた、部落祭を自然部落確認の指標として応用しうる部面の減っていることを物語っている。

4. 同族部落と非同族部落

1) 善生永助の「部落」概念

善生永助の『朝鮮の聚落』はちょうど農村振興運動が展開され始めた1933～1935年に出ている。同じく『朝鮮の姓』も1934年に出ている。そこで彼が用いている「部落」の語が「旧洞里」を指すのか、「新洞里」を指すのか、をみておこう。善生はしばしば「邑・面の下の部落」と書いており、この場合は「新洞里」を指しているように解されるが、曖昧さは残る。『朝鮮の姓』では同族集団地として「洞里」名を挙げている。そこでは同じ地名が重複して出てくることが多く、地名ごとに世帯数を合計するとかなり大きな数値も出てくるので、これは「新洞里」であろう。ところが1943年に出された『朝鮮の姓氏と同族部落』では、やはり「邑・面の下の部落」という表現はみられるが、具体的な部落名として〇〇面〇〇里〇〇洞とか、〇〇面〇〇洞〇〇村のように記していることが多い。これは「新洞里」の下の「部落」を表わしているものであろう。先にも引用したように善生は「約7万の部落」と記しており、これは明らかに「旧洞里」もしくは「新洞里」の下の部落を指している。しかし、善生が「部落」という場合は、どのレベルの意味で用いられているのかは、はっきりしない。『朝鮮の聚落』(後編)その他に出ている「各郡島別同族部落分布調」の数値は、同族部落数約1万5千ということで韓国社会の性格を論ずる際に、よく引き合いに出されるが、その数は「新洞里」「部落」「同族集団」の三つの概念とどのような関係にあるのか、はっきりしないので、次のような解釈の大きな違いが出ている。金大煥・金宅圭・崔協などの文章では、韓国村落の半分以上が同族村落である⁵⁴⁾と解している。一方金鴻植は「同族村が……全国の62,532洞里中、2～3割を占めていた⁵⁵⁾」としている。「同族部落」が過半数であるか、2～3割に過ぎないかは、韓国の伝統的社会構造の理解に大きな違いをもたらすものである。もし後者であるとすれば、「非同族部落」を対象とする研究があまりにも遅れているということになる。

「各郡島別同族部落分布調」の数値は単なる「新洞里」数でないことは、咸境北道の863という数が、その調査年⁵⁶⁾と同じ昭和8年の咸境北道洞里数が710であることから明らかである。それでも仮にそれを「洞里」数として道別に同族洞里率(「昭和8年の同族部落数」/昭和8年の洞里数×100)を出してみると、咸北122%, 平北69%, 慶南68%, 江原・全南64%, 慶北59%, 全北52%, 黄海46%, 平南・咸南39%, 京畿34%, 忠北34%, 忠南28%となり、道によって大きな相違がある。またそれを「部落」数と仮定して同族部落率(「昭和8年の同族部落数」/昭和10年頃の部落数×100)を道別に出すと、咸北79%, 江原・平北・咸南・慶北・慶南が20%台、京畿・忠北・忠南・全北・全南・黄海・平南が10%台となる。

善生の同族部落の定義は「同一の祖先より出でたる同本同姓のもの、一部落又は一地方に集団居住せるもの⁵⁷⁾」とか、「村落構成上、その単位たる一部落の全部又は大部分が、血族紐帯を以て組織されて居るもの⁵⁸⁾」とされているが、分布調査に際しては一部落内に20戸未満の同族(本貫別姓氏)を含めていないこと、隣接数部落に及んで数十戸・数百戸の同族が集団居住しているものを同族部落と取扱っており、同族原理に基づく自然部落の数とは問うと、「各郡島別同族部落分布調」の数を上回することは確かであろう。

2) 同族部落と部落祭

いわゆる「非同族部落」の構造と部落祭との関係の有無について、村山智順と善生永助の部落祭現行率、同族洞里率を道別にみても、補完し合うような形には表われていない。忠南道はいずれにおいても低い。いずれにおいても高い道は少くない。これは部落祭の類型中のコルメギ洞神祭は門中で洞神祭を主導する傾向があること、同族村落においても常民層のみ参加した洞祭、班常共に参加した洞祭の例もあり、同族部落と部落祭は水と油の関係ではない。

非同族部落について金宅圭は「各姓契聚の村落⁵⁹⁾」の概念を出しており、李光奎は、非同族

部落的形態の裡にも同族的性格は浸透している¹⁰⁾、としている。同族村落の古いものは李朝初期に遡る歴史をもつ、と善生は述べていたが、その後は「土姓」研究の中でさらに深い歴史的根をもつという見解も現われている一方で、韓国の基層文化も古くは非同族的要素が濃くあったとする見方もあり、こうした問題に対処するに際し、自然部落の概念が再考されて調査報告もなされることが有益であろう¹¹⁾。

註

- (1) 李熙昇, 1982
- (2) 鈴木栄太郎の用いた「自然村」の語に対して、有賀喜左衛門は「自然村という概念は……はなはだ誤解を招きやすい……。村も人間的文化的的事象であるとすれば、単なる自然ではない……」と批判した(有賀, 1979, p.209)。「自然部落」の語も換骨奪胎されている場合がある。
- (3) 鈴木栄太郎, 1973, p.42。
- (4) 鈴木, 1973, p.316。
- (5) 鈴木, 1973, p.316。
- (6) 李萬甲, 197, p.25。李萬甲は1960年に『韓国農村의 社会構造』を出しているが、それに多少修正を加えたものを、1973年に出した『韓国農村社会의 構造와 变化』の第一部に納めており、この部分はその中に含まれている。
- (7) 李萬甲, 1973, p24。
- (8) 李丙燾, 1954
- (9) 崔在錫, 1975, pp.56~57。崔在錫は1963年に「自然部落研究序説」という論文を発表している。
- (10) 「自然部落」の語自体は旗田嶺の論文「新羅の村落〔1〕」(『歴史学研究』第226号, 1958, 岩波)「同〔2〕」(『同』第227号, 1959)と崔吉成「新羅における自然村落制的均田制」(『歴史学研究』第237号, 1960, 青木書店)などにより早くみえる。旗田論文では、自然村・自然部落・部落・村(部落)・自然村落・村落などの言葉が混用されている。旗田論文を批判検討した崔吉成論文では「自然村落」を「(自然)村落共同体」と規定している。崔吉成と崔吉城とは別人。
- (11) 崔在錫, 1975, pp.61~62。
- (12) 崔在錫, 1975, p.67。
- (13) 崔在錫, 1975, p.66。
- (14) 崔在錫, 1975, p.61。
- (15) 崔在錫, 1976, p.23。
- (16) 申一澈・金三守・崔在錫・慎繡夏・趙璣濬, 1975, pp200~201。
- (17) 梁會水, 1967, p.603。
- (18) 梁會水, 1967, p.408。
- (19) 梁會水, 1967, p.401。
- (20) 梁會水, 1967, p.391。
- (21) 金泳謨, 1967, pp.26~30。
- (22) 梁會水, 1967, p.401。
- (23) 白鳥庫吉はマウルとムラは「夫里」の転訛とし、中田薫は「牟羅」の転訛とした。中田は後にマウルを牟羅の転訛とみるのは適当でない、とした。(中田薫, 1943, p.1010, 1024)
- (24) 鈴木栄太郎, 1973, p.43。
- (25) 善生永助, 1943, p.241。
- (26) 福武直, 1970, pp.132~133。福田アジオ, 1981, pp.35~36。
- (27) 山辺健太郎, 1971, p.161。
- (28) 朝鮮総督府, 1936, p.161。
- (29) 朝鮮総督府, 1936, pp.89~93。
- (30) 鈴木栄太郎, 1973, p.43。
- (31) 朝鮮総督府, 1939, p.99。
- (32) 内務部, 1979, pp.518~519。
- (33) 内務部, 1979, p.42。
- (34) 崔昌浩, 1983, p.235。
- (35) 内務部, 1979, p.42。
- (36) 崔昌浩, 1983, p.115。
- (37) 새마을研究会, 1980, p.22。桜井浩, 1975, p.29。
- (38) 崔昌浩, 1983, p.477。
- (39) 村山智順, 1937, p.1。
- (40) 鈴木栄太郎, 1973, p.115。
- (41) 牧野巽, 1973, p.505。
- (42) 村山智順, 1937, pp.102~121。
- (43) 村山智順, 1937, 緒言, pp.100~102。
- (44) 村山智順, 1937, pp.102~103。
- (45) 浅香幸雄, 1959, pp.42~46, 50~51。
- (46) 善生永助, 1943, pp.111~112。
- (47) 秋葉隆, 1944, pp.49~50。
- (48) 權赫在, 1980, p.123。本稿初校グラに対して、朴光淳教授は水田面積比率はもっと高いと指摘され、1905年以前の調査による『韓国土地農産調査

報告』の各道別耕地面積を教示された。それによると、耕地面積合計は2,908,314町歩、水田面積は1,194,425.72町歩で全体の約41%となる。

- (49) 金宅圭, 1982 a,
 (50) 朴桂弘, 1973, p. 352.
 (51) 金榮振, 1972, p. 98.
 (52) 金基卓, 1974, p. 119.
 (53) 朴來京, 1982.
 (54) 金大煥, 1982, p. 234。金宅圭, 1982b, p. (1976, p. 5)。崔協, 1982, p. 139。崔協教授は善生説をそのように理解しているが、非同族部落の研究を重視している。
 (55) 金鴻植, 1982, p. 150。
 (56) 善生は「各郡島別同族部落分布調(昭和8年)……総計14,672」(1935, pp. 513~516。1943, pp. 260~295)としている一方で、「朝鮮に於ける同族集団数は昭和5年の国勢調査に拠ると総数1万4千672に達して居る」(1935, p. 723。1943, p. 268)と記している。本文では「昭和8年」と仮定したが、「昭和5年」の誤りの可能性もある。「昭和5年」の洞里数で計算しても、同族洞里率に大きな違いはない。
 (57) 善生永助, 1935, はしがき p. 1 および1943, p. 19。
 (58) 善生永助, 1943, p. 241。
 (59) 金宅圭, 1980, pp. 384~386。
 (60) 李光奎, 1976, p. 35。
 (61) 末成道男(1982), は東海岸漁村の事例を通して「自然村」「自然部落」概念に検討を加えている。そこでは「第一社会地区」の「班」については近隣関係の便宜的区分であると確認されている。

付 記

表1~4の統計数値は総理府統計局、慶熙大学校、ソウル大学校、延世大学校の各図書館蔵書から求めた。表2~3の数値を読むために、崔在律教授より提供された、区・市・郡・出張所別行政区画数の詳細な資料を参照した。表の清書を慶熙大学生李賢淑嬢が手伝ってくれた。これらの機関と各位に謝意を表す。

韓国の研究者名のローマ字表記法は、当人の名刺・著書に従った他は従来の文教部式に従った。しかし脱稿後の1984年1月13日付で文教部は MaCune-Reischaur 方式を一部改めた表記法を公布した。校正段階で官報を参照しえないため、本稿では旧式のままとする。

引 用 文 献

- 秋葉隆, 1944。「同族部落とは何か」『朝鮮』第351号, pp. 42~50。
 有賀喜左衛門, 1979。『有賀喜左衛門著作集』第1巻, 東京, 未来社。
 浅香幸雄, 1959。「朝鮮」木内信蔵・藤岡謙二郎・矢嶋仁吉編『集落地理講座第4巻, 世界の集落』pp. 37~66。東京, 朝倉書店。
 崔昌浩 (Choi Chang ho) 1983。『韓国地方行政の再認識』ソウル, 三英社。
 崔協 (Choi Hyup) 1982。「同族部落의 非同族部落의 社会構造」『湖南文化研究』第12輯, pp. 135~136。
 崔在錫 (Choi Jai seok) 1975。『韓国農村社会研究』ソウル, 一志社。
 同 1976。「解放30年의 韓国社会学」『韓国社会学』第10輯, pp. 7~46。
 朝鮮総督府, 1936。『農村振興運動の全貌』京城, 帝国地方行政学会朝鮮本部。
 同 1939。『朝鮮事情 昭和15年版』京城, 朝鮮総督府。
 福田アジオ, 1981 (1974)。「村落組織」上野和男・高桑守史・福田アジオ・宮田登編『民俗調査ハンドブック』pp. 23~38, 東京, 吉川弘文館。
 福武直, 1970 (1964)。『日本農村社会論』東京, 東京大学出版会。
 李熙昇 (I Hee seung) 編著, 1982。『국어대사전 (修正増補版)』ソウル, 民衆書林。
 李萬甲 (I Man gap), 1973。『韓国農村社会의 構造와 变化』ソウル, ソウル大学校出版部。
 李丙燾 (I Pyung do), 1954。「古代南堂考」『서울大学校論文集, 人文・社会科学』第1輯, pp. 1~20。
 任仕彬 (Im Sa bin), 李鳳燮 (I Bong sup) 編, 1979。『地方行政区域發展史』ソウル, 内務部地方行政局地方企画課。
 姜鋌澤 (Kan Jeong taeg), 1941。「朝鮮に於ける共同労働とその史的変遷」『農業經濟研究』第17巻第4号(1972 複製版 東京 龍溪書舎) pp. 1~51。
 金鴻植 (Kim Hong sik), 1982 (1981)。『朝鮮時代 封建社会의 基本構造』ソウル, 博英社。
 金大煥 (Kim Dai hwan), 1982。「韓国の近代化過程における同族社会(両班)の変遷」江守五夫

韓国の「自然部落」について

- ・崔龍基編『韓国兩班同族制の研究』 pp. 233～266。東京，第一書房。
- 金宅圭 (Kim Taik kyoo)，1979。『氏族部落의 構造研究』ソウル，一潮閣。
- 同 1980。「마을生活」『韓国民俗大観』第1卷，pp. 325～426。ソウル，高大民族文化研究所出版部
- 同 1982 a。「韓国基層文化論試考」『人類学研究』第2輯，pp. 1～19。
- 同 1982 b。「韓日兩國のいわゆる『同族』村落に関する比較試攷」江守五夫・崔龍基編『韓国兩班同族制の研究』 pp. 267～358。東京，第一書房。
- 金泳謨 (Kim Young mo)，1967。『農村地域社会組織論』ソウル，民潮社。
- 金榮振 (Kim Young zin)，1972。「忠清北道民俗研究」『清州大学論文集』第7輯，pp. 73～103。
- 權赫在 (Kwon Hyuk jae)，1980。「人文環境」『韓国民俗大観』第1卷，pp. 106～146。ソウル，高大民族文化研究所出版部。
- 李光奎 (Lee Kwang kyu)，1976 (1974)。「마을과 家族生活」李杜鉉・張籌根・李光奎『韓国民俗学概説』 pp. 23～87。ソウル，民衆書館。
- 牧野巽，1973。「朝鮮の自然村を中心にして」『鈴木栄太郎著作集』第5卷，pp. 499～526。東京，未来社。
- 村山智順，1937。『朝鮮の郷土神記 第一部部落祭』京城，朝鮮總督府 (1973 複製版，東京，国書刊行会)。
- 中田薫，1943。『法制史論集』第3卷。東京，岩波書店。
- 朴桂弘 (Park Kea hong)，1973。『韓国民俗研究』ソウル，螢雪出版社。
- 朴來京 (Park Nae kyung)，1982。「全南内陸地方의 堂山祭特徵考」韓國言語文学会第23回研究発表会発表資料。
- 桜井浩，1975。「セマウル運動と韓国の農村」『アジア経済』第16巻第2号，pp. 24～36。
- 새마을 (Saemeul) 研究会，1980。『새마을運動10年史 資料篇』ソウル，内務部。
- 申一澈・金三守・崔在錫・慎鎮夏・趙璣濬 1972。「討論 韓国の社会科学——その変遷と課題」『アジア公論』第4巻第12号，pp. 188～205。
- 末成道男，1982。「東浦の村と祭」『聖心女子大学論叢』第59集，pp. 123～218。
- 鈴木栄太郎，1973。『鈴木栄太郎著作集』第5巻，東京，未来社。
- 山辺健太郎，1971。『日本統治下の朝鮮』岩波新書776，東京，岩波書店。
- 梁會水，1967。『韓国農村의 村落構造』ソウル，高麗大学校出版部。
- 善生永助，1934。『朝鮮の姓』京城，朝鮮總督府。
- 同 1935。『朝鮮の聚落』後篇，京城，朝鮮總督府。
- 同 1943。『朝鮮の姓氏と同族部落』東京，刀江書院。